奈良県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第七十一号

奈良県景観条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県景観条例施行規則（平成二十一年五月奈良県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。